

青森大学むつキャンパス危機管理マニュアル

1. 目的

青森大学（以下「本学」という。）は、危機管理に関する規則及び危機管理委員会規程に基づき、本学の定める規定・マニュアル等に基づき、対応を行う。

むつキャンパスにおいては、地域の特性を踏まえ、むつ市より提供された「むつ市地域防災計画」及び「むつ市防災マップ」等に準拠し、学生及び教職員の安全を確保したうえで、むつ市、下北文化会館並びに関係機関と連携し、原則としてそれらに基づいた行動をとるものとする。また、むつキャンパスは、下北文化会館内に共存する施設であることから、発災時に同館が避難所として開設される際には、本学もその一翼を担い、避難所の開設準備、運営補助、安全確認等について、積極的に協力する体制を構築する。

2. 危機管理の基本方針

- (1) 危機の未然防止に努め、行政機関及び地域社会との連携を深めながら、協働的な危機管理体制を構築する。
- (2) むつキャンパスは、むつ市及び下北文化会館と連携し危機発生に対し、迅速に実効性のある対応を図り、学生及び教職員の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 学生及び教職員の危機意識を向上させるため、教育・訓練を実施する。
- (4) 防災教育の実施、避難施設の整備及び避難訓練の実施、さらに災害時における応急的な教育の継続を確保する体制を整える。
- (5) 下北半島特有の災害リスクを踏まえ、むつ市をはじめとする包括連携協定を締結している下北圏域4町村（大間町・東通村・風間浦村・佐井村）や、地域支援機関と緊密に連携し、地域の防災・避難体制の構築および実践において協調して対応するものとする。

3. 大学活動中における災害及び緊急事態対応指針

災害や事象の種別ごとに、本学の規定・マニュアル等に沿って、以下のように対応する。

【地震】

- ・地震発生直後は、身の安全の確保を最優先とし、机の下や丈夫な柱の近くに避難する。揺れが収まるまでは、窓ガラスや落下物に注意してその場で待機する。
- ・屋内では、窓ガラス、照明、吊り下げ物、書棚等の転倒や落下物に注意し、館内放送等の指示があるまでは、不用意に移動を控える。
- ・揺れが収まったのち、館内の安全確認（火災、ガラス破損、建物損傷等）を行い、避難が必要な場合は、下北文化会館の指示に従って屋外へ移動する。

- ・火の元の確認、負傷者の安否確認を行い、学内連絡体制に従い報告する。
- ・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- ・震度5強以上の場合は、原則保護者及び保証人と連絡が付くまで学内に待機させる。待機中は、本学ホームページや緊急連絡メールで安否の確認がとれるようにする。また、危機対策本部の設置、避難指示等が出た場合は、その指示に従った対応を行う。

【津波】

- ・強い地震や津波警報・注意報が発令された場合は、事前にむつ市の防災マップに示された浸水想定区域や津波避難場所を確認しておき、海岸や河口部から速やかに離れて高台や指定避難所へ避難する。
- ・津波は、繰り返し襲来するため、第一波が過ぎても決して戻らず、安全が確認されるまで待機する。
- ・避難は、できるだけ徒歩で行い、車両の使用は緊急時に限定する。

【落雷】

- ・雷注意報又は警報が発令された場合は、屋外活動を直ちに中止し、安全な屋内に避難する。特にグラウンド、屋上等は速やかに離れる。
- ・木の下、電柱、高所構造物、金属製フェンス等には近づかない。
- ・気象庁の「雷ナウキャスト」や、むつ市の防災情報メール・アプリを活用して判断する。
- ・屋内では、壁や窓から1m以上離れ、電子機器やコンセントの使用を控える。
- ・むつ市の防災行政無線、緊急速報メール、SNS等での情報を活用し、避難判断を行う。

【土砂災害】

- ・大雨警報や土砂災害警戒情報等が発表された場合、むつ市ハザードマップに基づき、土砂災害警戒区域の有無を確認する。
- ・土砂災害の危険がある地域では、早めの避難行動を実施する。また、がけや急斜面には近づかない。
- ・夜間や視界不良時は特に注意し、移動は控える。

【洪水災害】

- ・大雨・洪水注意報や避難情報が発令された場合、キャンパス周辺の浸水リスクを確認し、速やかに安全な高台又は指定避難所へ避難する。
- ・浸水区域に立ち入らない。側溝、マンホール、水路等の周辺は極めて危険なため、近づかない。
- ・むつ市が発信する避難情報（レベル3～5）に基づき行動する。

【火災】

- ・下北文化会館及び本学教職員のアナウンスや指示に従い、冷静に行動する。
- ・火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路で速やかに下北文化会館の外に避難する。
- ・エレベーターは、使用せず階段を利用する。
- ・避難時は逃げ遅れがいいか声をかけ合いながら行動し、全員の安全を確認したうえで避難後は下北文化会館と連携して所定の集合場所に移動し、人員点呼を受ける。
- ・負傷者や行方不明者がいる場合は、速やかに教職員、下北文化会館の担当者及び救助隊へ報告し、応急手当や救急要請を行う。

【原子力災害】

- ・むつ市において原子力関連施設で異常事態が発生し、避難指示等が発令された場合は、むつ市及び青森県の広域避難計画に従い避難行動を行う。
- ・屋内退避指示がある場合は、窓や換気口を閉じ、屋内で待機する。また、外出は控え、公式情報のみに基づいて判断する。
- ・大学及びむつ市の発信する緊急連絡手段（行政無線、メール、SNS等）を通じて最新情報を確認する。

【台風・洪水・火山噴火・その他の自然災害等】

- ・最新情報をもとに、国、青森県及びむつ市の指示も受けながら、状況に応じた対応を行う（原則、学内待機で保護者等の対応を行う）。

【事故】

- ・事故が発生した場合、迅速に負傷者を保護し安全な場所に避難させる。その後速やかにキャンパス長及びキャンパス事務長に報告し、対応の指示を受けるようする。
- ・事故状況により、警察及び消防への出動要請を行う。
- ・事故後は、カウンセラーと連携しながら、学生のメンタル面への影響が最小限に留まるよう支援を行う。
 - ①緊急時の災害・事故においては、全ての大学活動に優先して、安全確保のための避難態勢及び事故対応態勢をとる。
 - ②緊急時の災害・事故において、あらかじめ組織した青森大学危機管理マニュアルにより避難態勢及び事故対応態勢をとる。また、国、青森県や及びむつ市の指示がある場合には、原則それを受け対応していく。
 - ③緊急時の災害・事故に備え、従来の避難訓練に加えて様々な事故・事態を想定した、より万全な訓練を計画的・定期的に実施する。
 - ④学生がわかりやすく実践的に防災知識が身に付くように、また、危険回避能力が高まるように適宜必要に応じた指導を行い、学生の防災意識・危機回避意識を高めてい

く。

- ⑤緊急時において、家庭・保護者との連絡手段の確保に努める。
- ⑥保護者等には、大学ホームページや緊急連絡メール等により、詳細状況をお知らせする。
外出先でも、必要に応じて可能な限り速やかに学生の状況が把握できるように努める。また、必要に応じて、むつ市役所、病院、保健所、消防署、警察署等との連携を速やかに取る。
- ⑦保護者等と連携し、状況に応じて24時間態勢で学生の安全を確保する。そのため、負傷学生・帰宅しても保護者不在の学生等の帰宅困難者については、事態が解消されるまで大学で保護する。

【不審者（不審物）】

- ・不審者侵入（不審物発見）の場合は、状況に応じて学生をより早く安全な場所に避難させ、110番通報とともに不審者（不審物）には下北文化会館職員及び本学教職員が対応する。
- ・状況に応じて、集団下校させる場合もある。その場合は、人員点呼・諸注意の後、途中まで教職員の引率・誘導のもとに帰宅させる。

4. 下北文化会館 避難所開設時の本学の役割と対応

【避難所の開設準備・対応】

- ・教職員は、学生の安全を確認した上で避難所の開設支援を行い、むつ市及び下北文化会館の指示に従って、必要な準備や対応を進め、避難所運営に協力する。
- ・下北文化会館が避難所として開設された場合には、大学業務は休業（休講）とする。

5. 非常時等の問い合わせ先について

- ・青森大学むつキャンパス代表電話：0175-31-0044
- ・青森大学むつキャンパスFAX：0175-31-0145
- ・青森大学むつキャンパスメールアドレス：mutsu-shimokita@aomori-u.ac.jp
- ・青森大学むつキャンパスホームページ：<https://aomori-u.ac.jp/mutsu/>

＜参照文献等＞

本学関係

- ・青森大学危機管理マニュアル（2024年9月24日改訂版）

むつ市関係

- ・むつ市地域防災計画
- ・むつ市防災マップ
- ・むつ市津波防災地域づくり推進計画
- ・むつ市災害時要援護者避難支援全体計画

・防災関係計画等（むつ市）

下北文化会館関係

・下北文化会館避難所開設マニュアル